

公益認定等に関する運用について

平成 21 年 2 月 3 日
宮 城 県

- 1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) 第 4 条及び第 11 条の認定並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。) 第 44 条の認定, 第 45 条及び第 125 条の認可に当たっては, 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会決定)を行政手続法(平成 5 年法律第 88 号) 第 5 条第 1 項の審査基準とする。
- 2 整備法第 44 条の認定及び第 45 条の認可に当たっては, 公益認定等ガイドラインのほか, 「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」(平成 20 年 10 月 10 日同委員会決定)を行政手続法第 5 条第 1 項の審査基準とする。